

さくら市告示第 5 号

さくら市消防団員自動車運転免許取得支援事業実施要綱を次のように定め、告示の日から適用する。

令和 4 年 1 月 20 日

さくら市長 花塚 隆志

さくら市消防団員自動車運転免許取得支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、さくら市消防団員（さくら市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 170 号）第 3 条の規定により任命された者をいう。以下「団員」という。）が、消火活動その他の消防事務を円滑に行うことができるようにするため、消防車を運転するために必要な免許（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 84 条第 1 項に規定する免許をいう。以下同じ。）の取得を支援することについて必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第 2 条 この事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団員とする。

- (1) 過去に第 4 条に規定する支援を受けていないこと。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 法第 84 条第 3 項に規定する普通免許（オートマチック限定（運転することができる自動車が法第 91 条の規定により自動変速車に限定されているものをいう。以下同じ。）のもの又は平成 29 年 3 月 12 日以後に取得したものに限る。）を有していること。
- (4) 前号に規定する普通免許により、所属する消防団本部（さくら市消防団規則（平成 17 年さくら市規則第 145 号。以下「規則」という。）第 2 条第 1 項の規定により置かれる消防団本部をいう。以下同じ。）又は部（規則第 2 条第 3

項の規定により置かれる部をいう。以下同じ。)に配置されている消防車を運転することができないこと。

(5) 免許の取得の支援を受けて免許を取得した日(以下「取得日」という。)後も引き続き団員として活動する意思を有すると認められること。

(6) 前号の意思を有することについて所属する消防団本部又は部の長の推薦を受けていること。

(支援対象事業及び経費)

第3条 この事業の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、教習所(法第99条第1項に規定する指定自動車教習所をいう。以下同じ。)において、対象者が所属する消防団本部又は部に配置されている消防車を運転するために必要な免許(以下「対象免許」という。)を取得するものとする。

2 対象免許の種類は、次の各号のいずれかに該当する教習を受けることにより取得することができるものとする。

(1) オートマチック限定を解除するために行うもの

(2) 法第84条第3項に規定する準中型免許を取得するために行うもの

3 この事業の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、対象事業に要する経費(教習所の入学金、教習料金、学科教本代、検定料、卒業証明書交付手数料、写真代及び保険料に限り、当該教習所の定める規定時限数を超えた場合に生じる経費を除く。)とする。

(支援の内容)

第4条 支援の内容は、対象者が免許の取得のために支払う金額を市が支援金としてその費用の一部を負担するものとする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、対象経費に2分の1を乗じて得た額又は100,000円のいずれか低い額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(支援金の支払い)

第6条 支援金は「さくら市消防団員自動車運転免許取得支援事業の協力に関する協定書」を締結した教習所からの請求書に基づき、前条第1項に規定する額を教習所に支払うものとする。

(支援の申請)

第7条 対象者は、第4条に規定する支援を受けようとするときは、消防団員自動車運転免許取得支援申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 現に交付されている免許証(法第92条第1項に規定する免許証をいう。以下同じ。)の写し
- (2) 対象免許を取得するために要する教習の見積書(当該見積書が対象経費以外の費用を含む場合は、当該費用の内訳が分かるもの)の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支援の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を確認し、適当と認めるときは、消防団員自動車運転免許取得支援決定通知書(様式第2号)により、当該支援の決定に係る申請をした対象者に通知する。

2 前項の場合において、市長は、前項の規定により支援の決定を受けた者(以下「決定者」という。)に対し、取得日から起算して5年以上団員として活動することを条件として付す。

(実績報告)

第9条 決定者は、対象事業が完了したときは、消防団員自動車運転免許取得実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 対象事業の完了により交付された免許証の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支援の取消し)

第10条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援の決定を取り消すことができる。ただし、市長が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 対象免許を取得することができないことが明らかになったとき。
- (2) 対象事業中又は取得日から起算して5年以内に団員としての身分を失ったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により第4条に規定する支援を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が支援金の支給を不相当と認めるとき。

(支援金の返還)

第 11 条 市長は、前条の規定により支援の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る支援金を既に支給しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。